福山市　様

同　意　書

年　　　月　　　日（発生場所　　　　　　　　　　　　　　　）における加害者（名前　　　　　　　　　　　　をいう。以下同じ。）との間で発生した事故（以下「本件事故」という。）に関し，私が加害者に対して有する損害賠償請求権は，介護保険法第21条第1項により，福山市が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては，福山市（介護保険法第21条第3項の規定に基づき，損害賠償金の徴収又は収納の事務が委託されている場合は，広島県国民健康保険団体連合会を含む。以下同じ。）が本件事故に係る損害賠償金の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際，請求書一式に当該保険給付に係る介護給付費請求書の写しを添付することに同意します。

なお，私が加害者の加入する損害保険会社等から保険金等を受領したときは，福山市は受領金額及びその内訳等の各種情報について照会を行い，当該損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること並びに福山市が介護事業者に対して本件事故による介護サービスに関する内容の照会を行い，介護事業者から情報提供を受けることに同意します。

　併せて，次の事項を遵守することを誓約します。

１　加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は，必ず事前にその内容を申し出ること。

２　加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。

３　加害者（保険会社・共済団体）から金品を受領したときは，受領日，内容及び金額を漏れなく，速やかに届け出ること。

　 　 年 　 月　　 日

 　　届出者（被保険者）

 住　所

名　前　 　　　　　　　　　 　 　印